

# 「高等学校等就学支援金」 全員ご提出願います！

平成30年7月～平成31年6月分の就学支援金の申請・届出の提出期限が迫っています！

- 入学時、及び前年度に就学支援金の支給決定を受けている方も、引き続き平成30年7月～平成31年6月分の就学支援金の支給を受けるためには、申請・届出書の提出が必要です。
- 【平成30年度の都道府県民税所得割と市町村民税所得割の合算額が507,000円未満の方】  
下記の①～③の書類をご提出ください。期限までにご提出がないと、授業料をご負担いただくこととなります。
- 【平成30年度の都道府県民税所得割と市町村民税所得割の合算額が507,000円以上  
(申請しない)方】  
下記の①確認票（緑色）のみご提出ください。

## 提出書類

事務室に直接提出するか、郵送してください。

- ① 就学支援金確認票（緑色）
- ② 高等学校等就学支援金受給資格認定申請書・収入状況届出書（クリーム色）
- ③ 所得に関する書類（次のア～エ書類のうちいずれか）  
保護者2名（父母）が課税されている場合は、父母それぞれの書類が必要です。  
※ 「源泉徴収票」では所得割額が確認できないので、受け付けておりません。
  - ア 平成30年度市町村民税・県民税特別徴収税額通知書のコピー
  - イ 平成30年度市町村民税・県民税税額決定・納税通知書のコピー（全ページ）
  - ウ 平成29年度市町村民税・県民税課税（非課税）証明の原本又はコピー
  - エ 生活保護受給証明書の原本（平成30年1月1日現在生活保護を受給していることが確認できるもの）\*別途「高校生等奨学給付金」を申請の方は、平成30年7月1日以降の発行日付のもの。

## 提出期限

**平成30年7月10日（火）**

- 期限までに提出できない場合は、必ず事務室までご連絡ください。

神奈川県立横浜桜陽高等学校 事務室（電話）045-862-9343 番号案内6番